

## 東浦町文化財保存事業費補助金交付要綱

東浦町文化財保存事業費補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）及び東浦町文化財保護条例（昭和53年東浦町条例第12号）の規定に基づく文化財の所有者、管理者及び保存団体が行う文化財保護事業により、東浦町に存する国、県又は町の指定文化財（以下「指定文化財」という。）の適正な保存を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする東浦町文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例及び東浦町文化財保護条例により指定された文化財の所有者、管理者及び保存団体とする。

(交付対象事業等)

第3条 補助金の交付対象事業、交付対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象事業としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないとした事業

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金の交付対象経費としない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(暴力団排除に関する誓約)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書（第1号様式）に暴力団排除に関する誓約書（別記様式）を添付して町長に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象事業				交付対象経費	補助金の額
指定文化財保存事業	1 有形文化財、民俗文化財の保存修理	国指定文化財	国の補助対象事業となった事業	国が補助対象経費と認めた経費	国の補助対象経費のうち、国及び県の補助金額を差し引いた額の10分の1以内の額とし、1事業あたり限度額300万円とする。
	2 史跡名勝天然記念物の保存整備				
	3 天然記念物の再生	町指定文化財	町が必要と認めた事業	報償費、旅費、消耗品費、修繕料、印刷製本費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他上記以外で町が必要と認めた経費	交付対象経費の3分の2以内の額とし、1事業あたり限度額300万円とする。
	4 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び史跡名勝天然記念物の防災対策				
指定文化財保存伝承事業	有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び史跡名勝天然記念物の保存、伝承、活用	国指定文化財・県指定文化財・町指定文化財	町が必要と認めた事業	報償費、旅費、消耗品費、修繕料、印刷製本費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他上記以外で町が必要と認めた経費	交付対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、東浦五ヶ村虫供養事業にあつては8万円、藤江神社八ッ頭舞楽事業、伊久智神社神楽事業及び森岡の村木神社おまんと祭り事業にあつては4万円、入海貝塚保存事業にあつては1万2千円とする。

別記様式（第4条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

東浦町長

住所

（法人その他の団体にあつては所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

私は、東浦町文化財保存事業費補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、愛知県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を東浦町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではなく、これらの者を利する事業も行いません。
  - （1）暴力団（東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （2）暴力団員（東浦町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （3）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- 2 自己又は自己の法人その他の団体が行う事業に対し、暴力団等から不当な要求行為を受けた場合には、東浦町長に報告し、警察に通報します。
- 3 上記に掲げる事項に該当すると判明した場合は、東浦町が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。